

2003年春季名古屋大学附属図書館特別展

川とともに生きてきたⅡ

新発見史料・北高木家文書にみる木曾三川流域の歴史・環境・技術



享保十四年春送水除沙帳目

2003年3月7日～16日

名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

目 次

2003年春季特別展・講演会にあたって	1
川とともに生きてきた	2
北高木家関係文書の概要	2
1 川通掛（北）高木家	3
2 宝暦治水前後	13
3 流域治水と身分制	26

- 参考資料 ①高木家略系図（近世）
 ②輪中分布図（明治改修前）

講演会

3月8日(土) 13:00～16:00 於 多目的室（中央図書館5階）

講 師：秋山晶則（名古屋大学附属図書館研究開発室助手）

「北高木家文書にみる木曾三川流域治水」

溝口常俊（名古屋大学大学院環境学研究科教授）

「甦る地域空間 - 尾張と美濃の近世・近代 - 」

逸村 裕（名古屋大学附属図書館研究開発室助教授）

「大学と地域社会 - 情報資源コラボレーションの可能性 - 」

二〇〇三年春季特別展・講演会開催にあたって

名古屋大学附属図書館が所蔵する高木家文書は、総点数8万点をこえる古文書群であり、木曾三川流域治水史料をはじめ貴重な歴史情報資源として活用されてまいりました。一昨年には、「川とともに生きてきた」と題する展示会及び講演会を開催し、学内外から多数の参観をいただきました。

名古屋大学附属図書館では、この高木家文書をはじめとする所蔵資料の整理・研究と活用を図るため、附属図書館研究開発室が中心となって関連資料の調査や電子化等を進めておりますが、その過程で出会ったのが、今回ご紹介する「北高木家関係文書」です。

この文書群は、高木家分家（北高木家）の文書を核とし、木曾三川流域治水史料を豊富に含むなど、本館所蔵高木家文書とは密接不可分な関係にあるものです。既に散逸したと考えられていましたが、個人のお宅で所蔵されていることがわかり、高木家屋敷遺構等の保存・活用を進めてきた岐阜県上石津町教育委員会との連携により、目下、附属図書館研究開発室において調査・研究が進められております。

文書群の全貌解明には、いましばらく時間を要する見込みですが、今年度新設された地域貢献特別支援事業費（文部科学省）の対象事業に選定されたことを受け、この間の取り組みの成果を広く公開するとともに、こうした歴史情報資源の活用についても検討を行うべく、展示会・講演会を企画しました。

なお、名古屋大学附属図書館では、附属図書館研究開発室及び情報連携基盤センターとの連携のもと、電子図書館機能と従来型図書館機能を有機的に結合したハイブリッド図書館の構築をめざしており、今回の展示でも、学内教育研究改革・改善プロジェクト経費の措置をうけて開発中の高木家文書デジタルライブラリーを試験公開（治水関係分、館内限定）いたしますので、是非こちらもご覧ください。

最後になりましたが、本展示会を開催するにあたり、貴重な史料をご出品下さいました所蔵者の方をはじめ、ご後援・ご協力いただきました関係各機関及び各位に対し、厚くお礼申し上げます。

二〇〇三年三月

名古屋大学附属図書館長

附属図書館研究開発室長

教授

伊藤義人

川とともに生きてきた

川は、地球における水や物質の循環という重要な役割を担うものであり、私たちに大きな恵みをもたらすと同時に、時にはそのすべてを奪い尽くす力をあわせ持った両義的な存在である。人はその川に抱かれ、川とともに生き、川との共存に向けてさまざまな経験を重ねてきた。その営みを通して、それぞれの流域、地域に固有の文化もはぐくまれてきたといえよう。

いま、環境意識の高まりのなかで、こうした地域固有の気候風土に対応した自然環境とのつきあい方（地域文化）にも大きな関心が寄せられつつある。次の世代も視野にいれながら、この川という自然と人との理想的な関係を築いていくには、治水史という過去から現在にいたる先人の経験に学び、自然とともに生きる方向へと思いを転換していくことが重要となるだろう。

私たちの身近には、その学びの場となるフィールドが数多く残されている。その最たるものが、輪中景観や水屋といった独特の「水文化」でなじみの深い木曾三川流域である。当該流域は、豊かな水と肥沃な土壌に恵まれる一方、かつては全国有数の洪水常襲地帯として知られ、宝暦治水をはじめ、さまざまな治水事業が展開されてきた。

その背景には、養老断層にそって沈み込む東高西低の土地傾斜（濃尾傾動地塊）という自然的条件が大きく影響している。そのため、当該水系では、木曾川、長良川、揖斐川の順に河床が次第に低くなっており、下流部では三川が網の目状に結合し、最大流量を誇る木曾川の水は、大量の土砂をともなつて長良川・揖斐川へ押し寄せ、両川での逆流・洪水を生んだのである。

こうした自然的条件に加え、統一権力の登場を背景とする江戸時代の大规模な開発（連続堤や輪中の形成）は、生産力を飛躍的に向上させたが、河

道固定による遊水機能の低下、土砂滞留による河床上昇（ダム堆砂等、現代の難問でもある）や悪水の発生（輪中からの排水障害）をもたらし、流域の人々を苦しめた。

今回の特別展では、このような状況下で、江戸時代の人々がどのように「川とともに生きてきた」のか、新たに見つかった北高木家文書を例に、人と自然の関係をふりかえることにしたい。古文書におどる文字や彩色絵図など、一次史料の持つ豊かな世界を通して、先人の切なる願いや工夫の心に触れるなど、歴史との対話の機会にしていれば幸いである。

北高木家関係文書の概要

ここで紹介する北高木家は、名古屋大学附属図書館が所蔵する高木家文書を伝来した西高木家の分家で、同じく分家の東高木家とともに、江戸時代を通じて木曾三川流域治水を管掌したことで知られている。

この高木三家共通の祖高木貞久は、戦国期に養老山地東部の駒野・今尾一帯に勢力を張る土豪であった（後掲「高木家略系図」参照）。高木一族は、天正十八年（一八九）豊臣政権に美濃を追われるが、関ヶ原戦後、近江・伊勢と国境を接する美濃国の時・多良（現岐阜県養老郡上石津町域）に四千三百石の知行を与えられ（西家二千三百石、分家の北・東家各千石）、明治維新まで同地を支配した旗本である。江戸に常駐した一般の旗本とは異なり、知行地に居住して参勤交代を行い、交代寄合美濃衆として大名並みの格式を与えられていた。三家は、山間盆地に本拠を構える一方、江戸時代を通じて木曾三川流域治水を管掌し、膨大な治水関係史料を蓄積することとなる。

このうち西家は、維新後も同地に残り、学区取締や郡長・衆議院議員などの公職を歴任するなど地方名望家として存続し、近代史料も含めた膨大な文書を伝えたが、東・北家は維新後相次いで同地を離れたため、その関

係文書は分散することとなった。うち、東家文書については、徳川林政史研究所や名古屋市蓬左文庫ほか、個人所蔵の分が確認されているが、北家については、早くに絶家となったため、既に散逸してしまったものと考えられていた。

しかし今回、ある個人宅で発見された文書群は、その北高木家に関わる貴重な史料であり、文書点数は三千点を上回ることが確認されている。なお、詳細は今後の調査をまたねばならないが、これまでの調査によれば、当該文書群の特徴として、以下の三点をあげることができよう。

一つは、当然というべきか、河川絵図を含む木曾三川流域治水史料の存在である。調査の結果、高木家文書や堤方役所文書などでは比較的手薄な、十八世紀初頭の治水史料（絵図や文書）を数多く含むことがわかっており、今回の展示は、その一端を紹介するものである。

二つには、家臣の家文書を含む複合文書群であるという点である。そのため、この文書群を「北高木家関係文書」と称することとした。

三つには、旗本財政や幕末維新期の旗本の動向をリアルに伝える史料を含んでいる点である。

なお、当該文書群については、引き続き調査を進めていく計画であるが、関係者の了解が得られるならば、いずれ機会を得て、これらの点も含めた文書群の全体像を明らかにし、木曾三川流域治水史はもとより、地域史研究の豊富化に寄与できればと考える次第である。

* 今回の特別展では、北高木家関係文書のほかに、一部、名古屋大学附属図書館所蔵高木家文書を参考史料として掲げてある。それらについては、本冊子中、史料標題のあとに（西）と注記して区別した。

一 川通掛（北）高木家の役儀

江戸時代を通じて頻繁に洪水に見舞われた美濃国では、「濃州国法」と呼ばれる独自の規定をもった国役普請（一国を単位に百姓負担で行われる大規模土木工事で、美濃では四十七回も実施されている）のほか、公儀普請、手伝普請、自普請など、負担形態を異にする数多くの川普請が行われてきた。

こうしたなかで高木三家は、寛永十年（一六三三）の国役普請奉行や、同十四年の真桑用水論所見分など、早くから木曾三川流域治水・用水において重要な役割を担っていた。これらは、臨時的・個別的役儀であったが、上下流での開発が本格化すると、流域全体の河川管理体制が模索されはじめる。

その大きな画期となったのが、水害予防の見地から実施された元禄・宝永期の大規模な河道整備（宝永の大取払い）である。これは、高須・福束・本阿弥輪中七十二か村が、連年の水害原因が揖斐川下流の新田開発にあるとして、その撤去を幕府に訴えたことを契機としており、時の美濃郡代・辻六郎左衛門の強い後押しもあり、元禄十六年（一七三三）、揖斐川下流域の新田撤去が実現している。その際、辻郡代は、流下障害物の徹底排除とともに、恒常的な河川管理者として「川通りの奉行」設置を幕府に提案していた。

こうした大規模整備が行われた直後の宝永二年（一七五五）、さきの辻プランをもとに、予防的な治水政策を常態化する仕組みとして、河道の監視・整備にあたる川通掛（水行奉行）が新設され、高木三家が任命されることとなった

なお、この時に採用された、流域の新田や植生などの流下障害物を撤去し、速やかに水を排出させるという方法は、以後の治水政策の基本となるものであった。

1 「川通取払い一年交代に家来巡検いたさせるにつき奉書」(西)

〔宝永二年(一七七五)四月五日〕

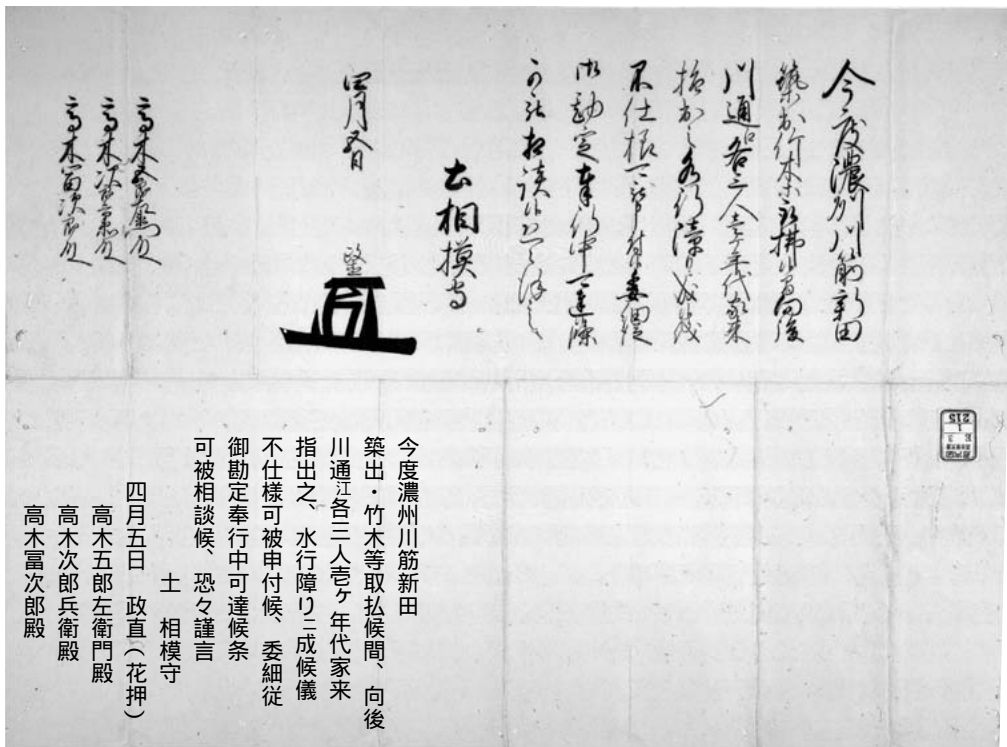
この文書は、幕府が高木三家当主に、一年交代で家来を派遣しての流域巡回を命じたものであるが、幕府が初めて予防的見地を明確に打ち出し、恒常的河川管理を目指すという、幕府治水政策の転換を告げるものでもあった。

文書の料紙は、上質厚手の楮紙「奉紙」を折紙として使用し、様式は「老中奉書」と呼ばれる、幕府意志を伝える重要な文書類型の一つである。老中の將軍取次としての性格を反映し、將軍の意志を奉じる明確な文言がなくとも、「奉書」と呼ばれた。

差出者の老中土屋政直が、「土」と名字を省略(片名字)したのは、相手(高木三家)に対する優位性を示したものである。また、宛先が西家・北家・東家の順となっているが、先に名があるほうが高位であり、これがそのまま当時の三家間の序列を表している。逆に差出者として連署する場合は、下位の者から先に名を書いた。

なお、ここでは相手への敬称として「殿」が使われている。当時、この「殿」は、公的な場面などで、同等かそれ以下の相手に対し用いられる場合が多く、同等かそれ以上の相手や私的な場面では、「様」をもって敬意を表すのを基本とした。

前近代社会では、こうした書札礼(文書の応答に関する儀礼・慣習)によっても、身分関係が可視的に表示されていたのである。



2 覺(川通り巡検につき伺書および勘定所回答書)(西)

(宝永二年(一七五五)西四月)

木曾三川における河川行政の要として、河道の管理にあたる川通掛(水行奉行)に任じられた高木三家が、その職務内容を勘定奉行に照会したものの。勘定奉行の回答付紙により、指定範囲(美濃国中の川筋・伊勢桑名川通・尾張熱田川通)の監視を三家家来が年番で実施、巡回時の人夫などの負担は、百姓役として笠松が高割で賦課、普請場の絵図帳面の保管、

新規普請願いは領主許可を得たもの限り、まず高木三家の川通役人が見分し、続いて笠松堤方役人(史料38参照)の立会い分とすることなど、川通掛の職務規定が示されている。高木三家にとつては、役儀遂行上、もつとも重要な文書の一つと見なされており、やや長文ではあるが、全文翻刻したものを掲載した。

なお、今回の調査で、北家関係文書中にも同文の写が見つかったが、その末尾には「願之儀三付、其所之役人より断次第見分申付、辻六郎左衛門方江申達、堤方役人吟味之上申付候様可仕之旨御附紙三御座候、尤右之趣奉伺被、仰付候儀御座候得共、三人家来見分之上、笠松御役所江申通、堤方役人立会候様三仕候者再応之見分三罷成、願村失墜等相増候付、最初多良・笠松役人立会見分為仕可然旨、其節御勘定奉行中江辻六郎左衛門御届申上、御承知有之、今以右之通最初多良・笠松役人立会見分仕来候事」との追記があり、勘定奉行回答のうち、新規普請願いに対する対応方法については、辻郡代の申し入れて修正が加えられていたことが示されている。

(回答付紙)

書面之美濃國中川筋取払候所々并勢州桑名川通尾州熱田川通、各年番之家来式人宛相廻、水行障儀不仕候様可有御申付候事

一 右之所々相廻候家来誓詞申付、川通相廻候節人馬船并泊水夫雇候賃銀之儀、川通百姓役可有御申付候、右割合者辻六郎左衛門方申付候積り申渡候、勿論割合出銀之儀給所方江も申触候事
一 最前取払候所々絵図帳書物等、辻六郎左衛門・南條金左衛門方被請取置候、右取払跡其外水行障儀儀仕出シ不申様可有御申付候事
一 惣而川通水行新規三障三成候儀不仕候様可有御申付候、若大水三而川瀬違危所有之、新規三川除不仕候而不叶所考、其所々役人方断次第見分申付、其上辻六郎左衛門方江申通、堤方役人吟味之上申付候様三可被致候事
一 川通高札建候三及間敷候間、可有其心得候事
右川通御代官所私領方江も右之通申触候、所々相廻存寄候八、追而可有御申聞候、以上西五月

濃州桑名川通・尾州熱田川通迄私共家来
 年番相廻シ水行障之儀不仕候様三吟味可
 仕候事
 一私共家来式人宛年番相廻シ可申候、勿論
 相廻候家来三誓紙可申付候、川通廻り候節
 人馬并舟泊河水夫等之儀、百姓役三出させ
 可申哉、御料私領共三川通村々高割三申付
 可然候、右割合等之儀、辻六郎左衛門方
 申付候様三可被仰付候哉、私共三君分様之
 儀者難仕儀七御座候、尤川通村々不及申
 右御用三付家来往返仕候道筋宿々
 村々、人馬無滞可差出旨被仰付候様三仕度
 候事
 一最前川通取私場所之絵図帳書物之儀
 辻六郎左衛門・南條金左衛門両人方私共方江請取
 置候、取私跡其外川々水行障三成候儀
 仕出シ不申候様三可申付事
 一惣而川通新堤新川除舊尾等仕出シ水行之
 障三成候儀仕候者、御料御代官衆、私領者
 其所之役人江申届、吟味之上新規之儀障二
 成候儀者仕出シ不申候様可仕候、但向後大水三而
 川瀬違候歟、又者前方三替水当強堤川除
 危所有之而、新規之川除仕出シ不申候而
 不叶所者、其所之役人方断次第見分申付、
 其上辻六郎左衛門方江申通、堤方役人出合致相談
 申付候様三可仕哉之事
 一川通取私場所之水行障仕出シ申間鐘旨
 高札立候様三仕度候事
 右之通、御料御代官衆・尾州役人中、美濃
 国中私領方、勢州桑名川通之儀者、御料
 御代官衆、松平越中守・増山尉馬守江被
 仰渡候様三仕度候、差当付候趣相同
 申候、家来相廻候上若存寄之儀七御座候八、
 追々相同可申候以上
 在所三罷仕候故印形不仕候
 高木豊次郎
 高木次郎兵衛(印)
 高木五郎左衛門(印)

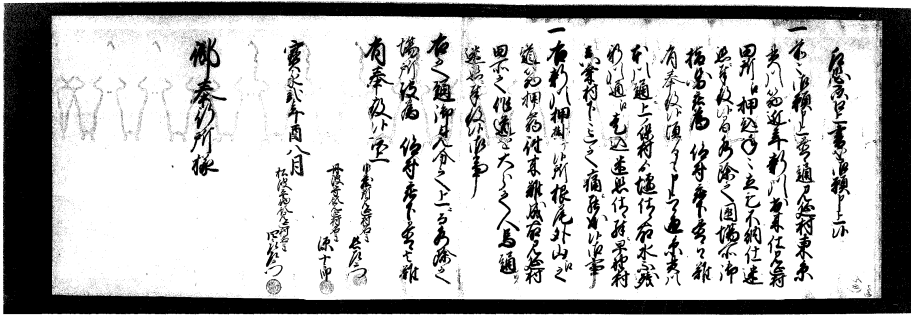
先
 濃州桑名川通・尾州熱田川通迄私共家来
 年番相廻シ水行障之儀不仕候様三吟味可
 仕候事
 一私共家来式人宛年番相廻シ可申候、勿論
 相廻候家来三誓紙可申付候、川通廻り候節
 人馬并舟泊河水夫等之儀、百姓役三出させ
 可申哉、御料私領共三川通村々高割三申付
 可然候、右割合等之儀、辻六郎左衛門方
 申付候様三可被仰付候哉、私共三君分様之
 儀者難仕儀七御座候、尤川通村々不及申
 右御用三付家来往返仕候道筋宿々
 村々、人馬無滞可差出旨被仰付候様三仕度
 候事
 一最前川通取私場所之絵図帳書物之儀
 辻六郎左衛門・南條金左衛門両人方私共方江請取
 置候、取私跡其外川々水行障三成候儀
 仕出シ不申候様三可申付事
 一惣而川通新堤新川除舊尾等仕出シ水行之
 障三成候儀仕候者、御料御代官衆、私領者
 其所之役人江申届、吟味之上新規之儀障二
 成候儀者仕出シ不申候様可仕候、但向後大水三而
 川瀬違候歟、又者前方三替水当強堤川除
 危所有之而、新規之川除仕出シ不申候而
 不叶所者、其所之役人方断次第見分申付、
 其上辻六郎左衛門方江申通、堤方役人出合致相談
 申付候様三可仕哉之事
 一川通取私場所之水行障仕出シ申間鐘旨
 高札立候様三仕度候事
 右之通、御料御代官衆・尾州役人中、美濃
 国中私領方、勢州桑名川通之儀者、御料
 御代官衆、松平越中守・増山尉馬守江被
 仰渡候様三仕度候、差当付候趣相同
 申候、家来相廻候上若存寄之儀七御座候八、
 追々相同可申候以上
 在所三罷仕候故印形不仕候
 高木豊次郎
 高木次郎兵衛(印)
 高木五郎左衛門(印)

賞
 濃州国中川筋水行障取私候所々并
 勢州桑名川通・尾州熱田川通迄私共家来
 年番相廻シ水行障之儀不仕候様三吟味可
 仕候事
 一私共家来式人宛年番相廻シ可申候、勿論
 相廻候家来三誓紙可申付候、川通廻り候節
 人馬并舟泊河水夫等之儀、百姓役三出させ
 可申哉、御料私領共三川通村々高割三申付
 可然候、右割合等之儀、辻六郎左衛門方
 申付候様三可被仰付候哉、私共三君分様之
 儀者難仕儀七御座候、尤川通村々不及申
 右御用三付家来往返仕候道筋宿々
 村々、人馬無滞可差出旨被仰付候様三仕度
 候事
 一最前川通取私場所之絵図帳書物之儀
 辻六郎左衛門・南條金左衛門両人方私共方江請取
 置候、取私跡其外川々水行障三成候儀
 仕出シ不申候様三可申付事
 一惣而川通新堤新川除舊尾等仕出シ水行之
 障三成候儀仕候者、御料御代官衆、私領者
 其所之役人江申届、吟味之上新規之儀障二
 成候儀者仕出シ不申候様可仕候、但向後大水三而
 川瀬違候歟、又者前方三替水当強堤川除
 危所有之而、新規之川除仕出シ不申候而
 不叶所者、其所之役人方断次第見分申付、
 其上辻六郎左衛門方江申通、堤方役人出合致相談
 申付候様三可仕哉之事
 一川通取私場所之水行障仕出シ申間鐘旨
 高札立候様三仕度候事
 右之通、御料御代官衆・尾州役人中、美濃
 国中私領方、勢州桑名川通之儀者、御料
 御代官衆、松平越中守・増山尉馬守江被
 仰渡候様三仕度候、差当付候趣相同
 申候、家来相廻候上若存寄之儀七御座候八、
 追々相同可申候以上
 在所三罷仕候故印形不仕候
 高木豊次郎
 高木次郎兵衛(印)
 高木五郎左衛門(印)

3 乍恐以口上書を御願申上候（身延村水除け困願書）

宝永二年（一七五）八月

「川通掛」受命直後の高木家に提出された村方願書である。糸貫川（根尾川）氾濫でできた新流路のため被害が出た身延村（現岐阜県糸貫町）が、新規水除（堤）を願いでたもの。宝永大取払い以後、こうした新営工事は必ず多良・笠松役所の見分を受けねばならなかった。



乍恐以口上書を御願申上候

一 前々御願申上置候通、見延村東系

貫川筋近年新川出来仕、見延村

田所江押込、年々立毛不納仕迷

惑ニ奉存候間、水除之困場所御

指図被為 仰付被下置候ハ、難

有奉存候、頃日モ申上候通、糸貫川

本川通上ノ保村ノ堰仕候故、水不残

新川通江走込迷惑仕候、殊ニ早野村

真桑村下々迄之痛ニ罷成候御事

一 右新川押掛ケ候所、根尾外山江之

道筋押崩往来難成故、見延村

田所之作道を大分之人馬通り

迷惑ニ奉存候御事

右之通御見分之上ニ而水除之

場所被為 仰付被下置候者難

有奉存候以上

御蔵所見延村名主

長左衛門（印）

丹波守領見延村名主

源十郎（印）

宝永貳年酉八月

松波平助領見延村名主

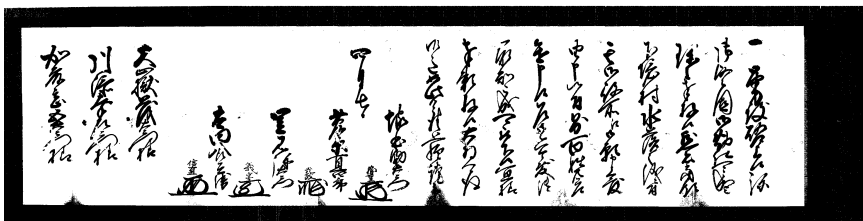
四左衛門（印）

御奉行所様

4 「多良役所へ下境村水落出願につき添状」

年未詳四月七日

4、6には、高木家加わった恒常的河川管理の実際がわかる史料を配置した。4は、下境村（現南濃町）の排水工事出願時のもので、領主である大垣藩の地方役人からの添状である。村々が河川改修を願う場合、先の史料2の規定通り、それぞれの領主から多良・笠松役所宛の添簡（紹介状）が必要であったことを示している。



一 筆致啓上候、御堅固御勤仕可被成と

珍重奉存候、然者当領

下境村水落之儀ニ付

其御役所江御願申上度

由申候付、則百姓共差

遣申候、乍御六ヶ敷継

承知被成可被下候、宜様

奉頼存候、右為可得

御意如此御座候、恐惶謹言

塚本助右衛門

四月七日 勝重（花押）

藤原直四郎

光政（花押）

里見弥右衛門

義宴（花押）

太田八郎兵衛

信直（花押）

大嶽茂右衛門様

川添幸左衛門様

加藤甚五右衛門様

5 覚（横溝蔵新田見分につき先触）

年未詳辰十一月

新たな普請は、必ず多良・笠松役人の現地調査をふまえて可否が決定される。5は、そうした事例の一つで、横溝蔵新田（現三重県長島町）への川通役人出張時の先触である。なお、高木家当主本人が出張するような場合の供連れは、二十数名の規模であった。

6 川通御用日記

天保三年（一八三二）

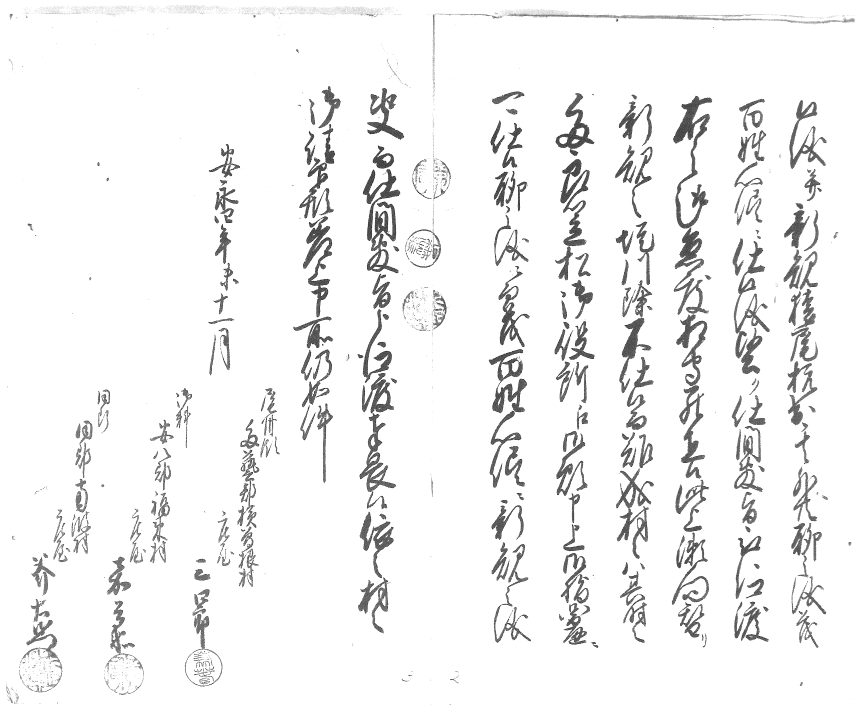
北高木家川通役人の活動が詳録された日記で、展示部分には、川通御用にともなう幕府からの扶持（手当）について、笠松役所手代の情報が留められている。川通御用の費用を幕府に請求する際、厳密な担当者は忌避すべきとの示唆である。

- 一、三月朔日、朝五ツ時頃 従
星野案内有之、御陣屋江
罷出候処、早速星野面会、
御扶持方之儀咄合候処、右
御扶持方之儀者、御先例不抱
川々御普請・国役御普請
之節々被下置候得者、此度も
可被下儀と奉存候旨被申聞、
夫方内話ニ、御勘定空永
長三郎殿者、至而六ヶしき
仁物ニ而、右之当番ニ者、何れも
諸願届等も不差出候由漸被申候

7 川通村々讀書

安永四年（一七七五）

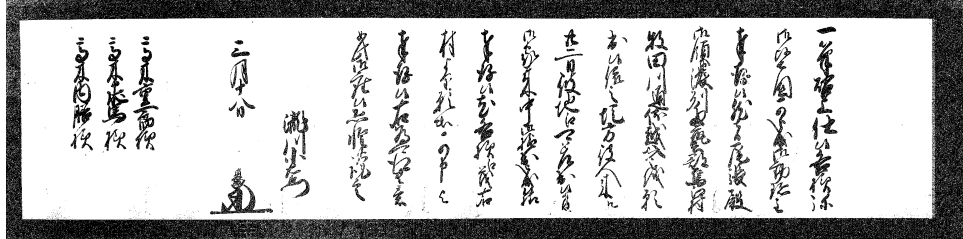
宝永大取払い以後、河道整備と新規工事をする場合は、必ず多良・笠松へ出願すると誓約が明記されている。



8 「烏江村見分の予定確認につき書状」

年未詳六月十三日

川通の調査予定を調整するため、美濃郡代・瀧川小右衛門から高木三家に宛てた照会状である。同性格の史料を参考に掲げたが、ここでは悪水（滞留水）排除の工夫として水車が利用されている。



一筆啓上仕候、各様弥御堅固可被成御勤珍重奉存候、然者尾張殿御領濃州多芸郡烏江村牧田川通伏越込之儀願出候、依之堤方役人来ル廿二日彼地江可差出候間、御家来中御指出被成候様奉存候、尤各様江も右村より願出可申と奉存候、右為可得其意如此御座候、恐惶謹言

瀧川小右衛門

三月十八日 貞寧（花押）

高木重一郎様
高木求馬様
高木内膳様

（参考、翻刻のみ）

一筆啓上仕候、此間飯田村新堤之儀三付、以書状得御意候、定而相達可申と奉存候、然者尾州領江月村より此度相願候者、江月村之儀地低二而年々水損仕候三付、悪水落江先ニ水車を建、牧田川之水勢を以悪水落候様致度、就夫牧田川通り江杭苧本建出申度旨相願候、川通新規之事ニ御座候得者、隣郷障之程無覚束候間、役人差遣一通り見分為仕否相糺候上申付可然奉存候、幸此度飯田村堤見分之序、右場所致見分候様御家中江被仰付候八、此方役人共江も右之段申渡差遣可申候、右為可得御意如此御座候、恐惶謹言

瀧川小右衛門

六月十三日 貞寧（花押）

高木重一郎様
高木求馬様
高木内膳様

享保三年(一七一八)十月

乍恐書付を以奉願上候御事

一濃州大野郡戸田淡路守戸田民部知行所牛洞村
 高辻千石余場所、山寄之所故谷々数ヶ所御座候、
 流末八み、す川と申江流、其末藪川江落申候、牛洞村
 左右之隣在松山村五百石余、野村千四百石余之所、
 何れも山寄二御座候而谷々多ク、右み、す川江一所に
 落込申候、西郡井水并衣斐井水之余り水とモに
 川下二而八み、す川江落申候、此川筋御料西方村、
 名古屋御給所様方御知行所西黒野村、戸田采女正様
 御知行所之分六ノ里村・相羽村・下方村、近年川通江柳
 はんの木植出シ、又八附寄三田所等仕出シ川幅狭龍成候、
 因茲川水悉差支、川上牛洞村大分水損仕迷惑
 至極三奉存候、古江織田河内守様野村御在城之節者
 鵜飼船通路仕候、近年段々川形三作物等仕出シ川幅
 狭メ、其上川瀬出来仕水行悪ク龍成千萬迷惑仕候、哀
 御慈悲三被為、聞召分、此度御見分之上み、す川通
 御取払被為、仰付被下候八、難有可奉存候御事、
 右之通願上候場所絵図相認指上申候、御見分之上
 御取払幾重三毛奉願上候以上

乍恐書付を以奉願上候御事
 濃州大野郡戸田淡路守戸田民部知行所牛洞村
 高辻千石余場所、山寄之所故谷々数ヶ所御座候、
 流末八み、す川と申江流、其末藪川江落申候、牛洞村
 左右之隣在松山村五百石余、野村千四百石余之所、
 何れも山寄二御座候而谷々多ク、右み、す川江一所に
 落込申候、西郡井水并衣斐井水之余り水とモに
 川下二而八み、す川江落申候、此川筋御料西方村、
 名古屋御給所様方御知行所西黒野村、戸田采女正様
 御知行所之分六ノ里村・相羽村・下方村、近年川通江柳
 はんの木植出シ、又八附寄三田所等仕出シ川幅狭龍成候、
 因茲川水悉差支、川上牛洞村大分水損仕迷惑
 至極三奉存候、古江織田河内守様野村御在城之節者
 鵜飼船通路仕候、近年段々川形三作物等仕出シ川幅
 狭メ、其上川瀬出来仕水行悪ク龍成千萬迷惑仕候、哀
 御慈悲三被為、聞召分、此度御見分之上み、す川通
 御取払被為、仰付被下候八、難有可奉存候御事、
 右之通願上候場所絵図相認指上申候、御見分之上
 御取払幾重三毛奉願上候以上

享保三戊戌年十月

戸田淡路守知行所牛洞村庄や

左小右衛門(印)

(以下、欠損)

享保三戊戌年十月

乍恐書付を以奉願上候御事

左小右衛門

10 〔三水川通り取払い願い絵図〕

〔享保三年〕一一一・×一五一一（単位はcm、以下同じ）

地域における「宝永大取払い」後の利害対立の一事例である。根尾川支流の三水（みみず）川流域（現岐阜県揖斐郡大野町）での堤防強化や河川敷利用に対し、水災害を引き起こすとして上流部の牛洞村が撤去を求めた訴



10 〔三水川通り取払い願い絵図〕 111.0×151.0 cm

状と添付絵図。絵図からは、当該流域が尾張藩領・大垣藩領、旗本西尾・徳永領などの錯綜する相給地帯であることや、灌漑用水が大変よく整備されている様子もうかがえる。こうした錯綜する領主支配が美濃国一帯の特徴であり、川通掛のような、細かな領主支配をこえた流域全体の河川管理機関が求められたゆえんでもある。

二 宝曆治水前後

宝永の大取払いと川通掛の設置は、水害予防を重点とする治水政策への転換として重要な意味をもったが、これらの措置は、流水を速やかに河口まで流下させることを目的とするもので、濃尾傾動地塊が規定する三川流域の自然的条件に十分配慮したものでなかった。特に、現代のダム論議でも必ず議論となる流出土砂については、恒常的な対策がとられた形跡はみられない。北高木家関係文書には、この問題に気がついた村々が、さまざまなプランをたてて対策をとろうとした姿を確認することができる。

こうしたなかで、当該流域の治水問題を抜本的に解決するには、乱流する三川の分離が不可欠であるとの認識が深まっていく。一説には、宝曆治水で挑まれることになる三川分流策の原案は、美濃郡代・伊沢弥惣兵衛のものと思われるが、史料の根拠は薄い。むしろ、地域村々の提案をつけ、多良・笠松役所がその有効性を認知し、その延長線上で、幕府が薩摩藩に命じて行った宝曆治水事業への展開があったのではなからうか。

これらの点について、性急な結論は慎まねばならないが、北高木家関係文書中には、寛保二年（一七四二）、村々の要求をつけて美濃郡代灌川小右衛門と北高木家当主求馬が実施した大がかりな河川実態調査の記録が残されており、こうした問題を解明するうえでの参考となる。

11〔森部輪中付近絵図〕

年未詳

のち、森部輪中を形成する墨俣川と佐渡川に挟まれたエリアであるが、この段階では、北今ヶ淵村や中村も掛廻堤を有していない。



43.6 × 30.7 cm

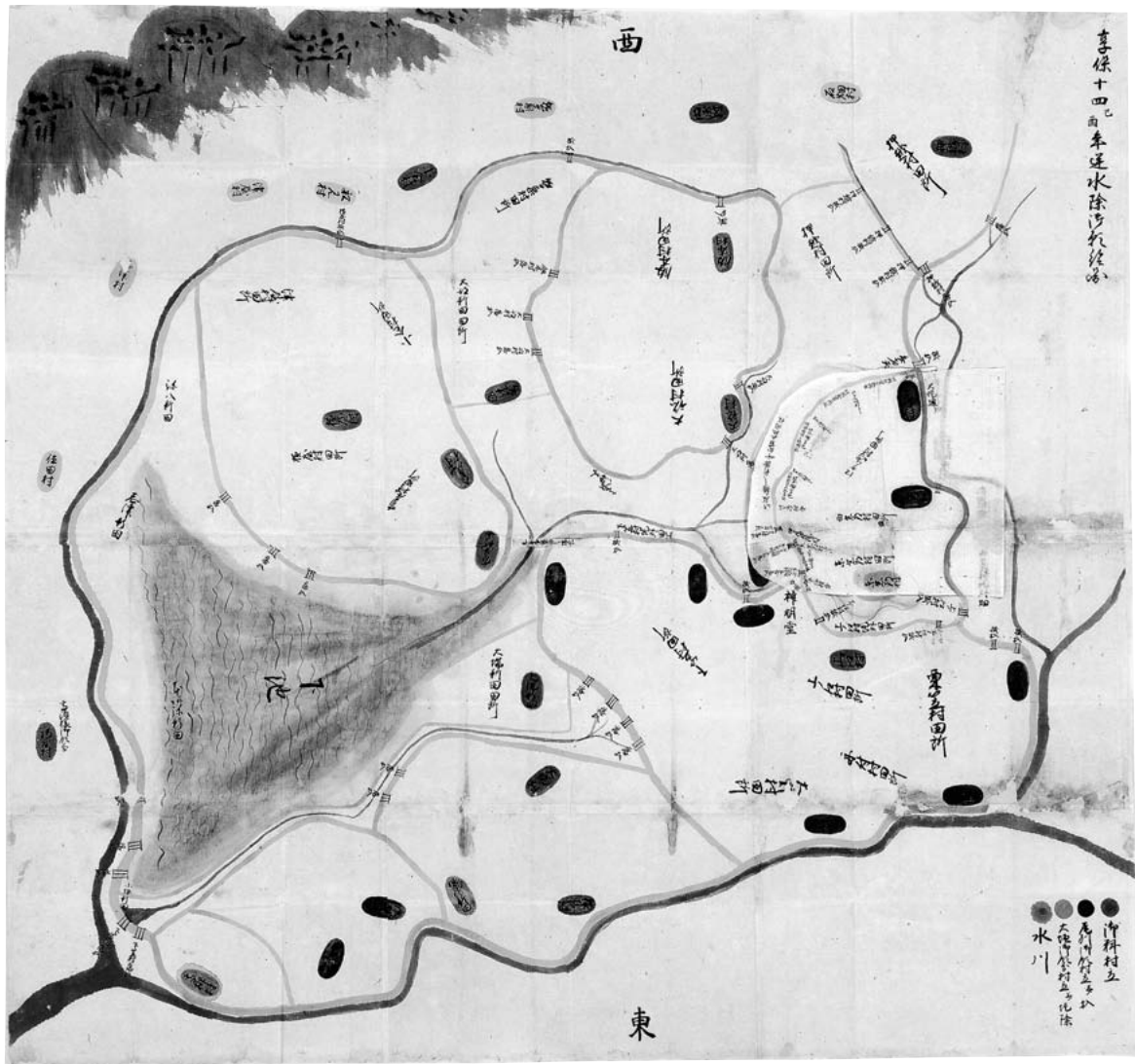
享保十四年(一七二九)閏九月

乍恐以書付奉願上候御事

一 御料多芸郡東岩道村 尾州御領分同郡
 西岩道村、口ヶ嶋村、三ヶ村者地高千所ニ御座候得共
 前々水損度々之儀御座候而、御百姓中悉ク
 困窮仕候、近年牧田川筋喰違堤通り方当三ヶ村
 大堤通り迄丈夫ニ罷成候故、當時上筋方切入り申儀モ
 御座有間敷ト奉存候、式拾四五ヶ年以來逆水而已之
 水損ニ御座候、此上水損相續キ候ハ、亡所可仕ト甚以
 迷惑至極ニ奉存候、此度御願申上候水除之儀
 數拾年之企御座候間、御慈悲御勘弁を以御見分
 被為、遊被下候様ニ奉願上候、若願之通ニ不被為
 仰付候ハ、重而御願仕時節モ至り申間敷、永々
 水所ニ罷成必死禿亡所可仕ト御百姓中之歎キ
 骨髓ニ徹シ難儀至極ニ奉存候、此段乍恐御憐愍之
 御勘弁奉願候、右三ヶ村ニ高辻千三百石余之困
 少々除内ニ何方之障リニモ罷成申間敷ト奉存候、
 恐多ク御座候得共、先規之形を以逆水除御願
 申上候御事

乍恐以書付奉願上候御事

一 御料多芸郡東岩道村 尾州御領分同郡
 西岩道村、口ヶ嶋村、三ヶ村者地高千所ニ御座候得共
 前々水損度々之儀御座候而、御百姓中悉ク
 困窮仕候、近年牧田川筋喰違堤通り方当三ヶ村
 大堤通り迄丈夫ニ罷成候故、當時上筋方切入り申儀モ
 御座有間敷ト奉存候、式拾四五ヶ年以來逆水而已之
 水損ニ御座候、此上水損相續キ候ハ、亡所可仕ト甚以
 迷惑至極ニ奉存候、此度御願申上候水除之儀
 數拾年之企御座候間、御慈悲御勘弁を以御見分
 被為、遊被下候様ニ奉願上候、若願之通ニ不被為
 仰付候ハ、重而御願仕時節モ至り申間敷、永々
 水所ニ罷成必死禿亡所可仕ト御百姓中之歎キ
 骨髓ニ徹シ難儀至極ニ奉存候、此段乍恐御憐愍之
 御勘弁奉願候、右三ヶ村ニ高辻千三百石余之困
 少々除内ニ何方之障リニモ罷成申間敷ト奉存候、
 恐多ク御座候得共、先規之形を以逆水除御願
 申上候御事



13 逆水除御願絵図 享保14年 (1729) 114.8 × 123.1 cm

14 乍恐書付を以奉願上候御事（西岩道村始め三か村よりの輪持堤願
いにつき支障申立）

享保十六年（一七三二）十一月

岩道・西岩道・ロケ島（のち多芸輪中に含まれる地域、現養老町）の三か村が、多良奉行所に提出した絵図と普請願書である。絵図中の黄線は堤で、十七世紀を通じて形成された下笠・根古地・大牧などの小輪中が確認できる。

一方、比較的高所に位置した上記三か村は、輪中堤を持たなかったところ、土砂堆積・河床上昇の影響であろう。低位部からの逆流被害が恒常化しはじめたため、全長一、二五間余（約一、三三）の「除（よげ＝堤）」新築、つまり事実上の輪中化をめざすのである。

しかし、14のように、周辺輪中の反対が続出し、計画は幕末まで実現していない。治水に対する利害調整の困難性を示す一例といえよう。なお、絵図中の「下池」は、かつて魚類豊富な岐阜県最大の沼であったが、干拓により一九三五年（昭和一）消滅し、二ヘクタールの耕地に生まれ変わった。

14（翻刻のみ）

乍恐口上書を以奉願上候御事

一 西岩道村ロケ嶋村岩道村右三ヶ村願之

新堤、此度御見分之節、村々障之わけ委細ニ

書付差上御断申上候通、莫太之障ニ罷成候間、

右新堤之儀相止候様ニ偏ニ奉願候、西山下

堤切入申候節者纒ニ水高五分三分之違ニ而通

申事御座候右新堤被 仰付候ハ、先比申上候

通此村々一度も通申事御座有間敷、御痛

之村高御料斗六千石余之難儀ニ罷成申候、

然中御私領四千石余同痛ニ御座候得共

是者遠慮之気味ニ而差扣申様ニ奉存候、

然者御料御私領高合言万石余之難儀ニ

罷成申候、殊ニ新規と申村々百姓退転可仕儀旁々以迷惑至極ニ奉存候、御料之益とて八岩道村々ヶ村ニ而御座候、然に障之村々者御料十三村ニ而御座候、右岩道村々ヶ村之ために新堤被 仰付候得者拾三村者退転仕候故、右新堤之儀者幾重も々々御断申上候間、是悲共相止申様ニ偏ニ奉願上候、以上

飯ノ木村庄屋

権内（印）

大跡村庄屋

久右衛門（印）

子二月

上ノ口村庄屋

領右衛門（印）

小倉新田庄屋

権四郎（印）

横屋村庄屋

七郎右衛門（印）

有尾村庄屋

弥兵衛（印）

同新田庄屋

津屋共喜兵衛（印）

大場村庄屋

市右衛門（印）

根古地村庄屋

源右衛門（印）

同新田庄屋

武兵衛（印）

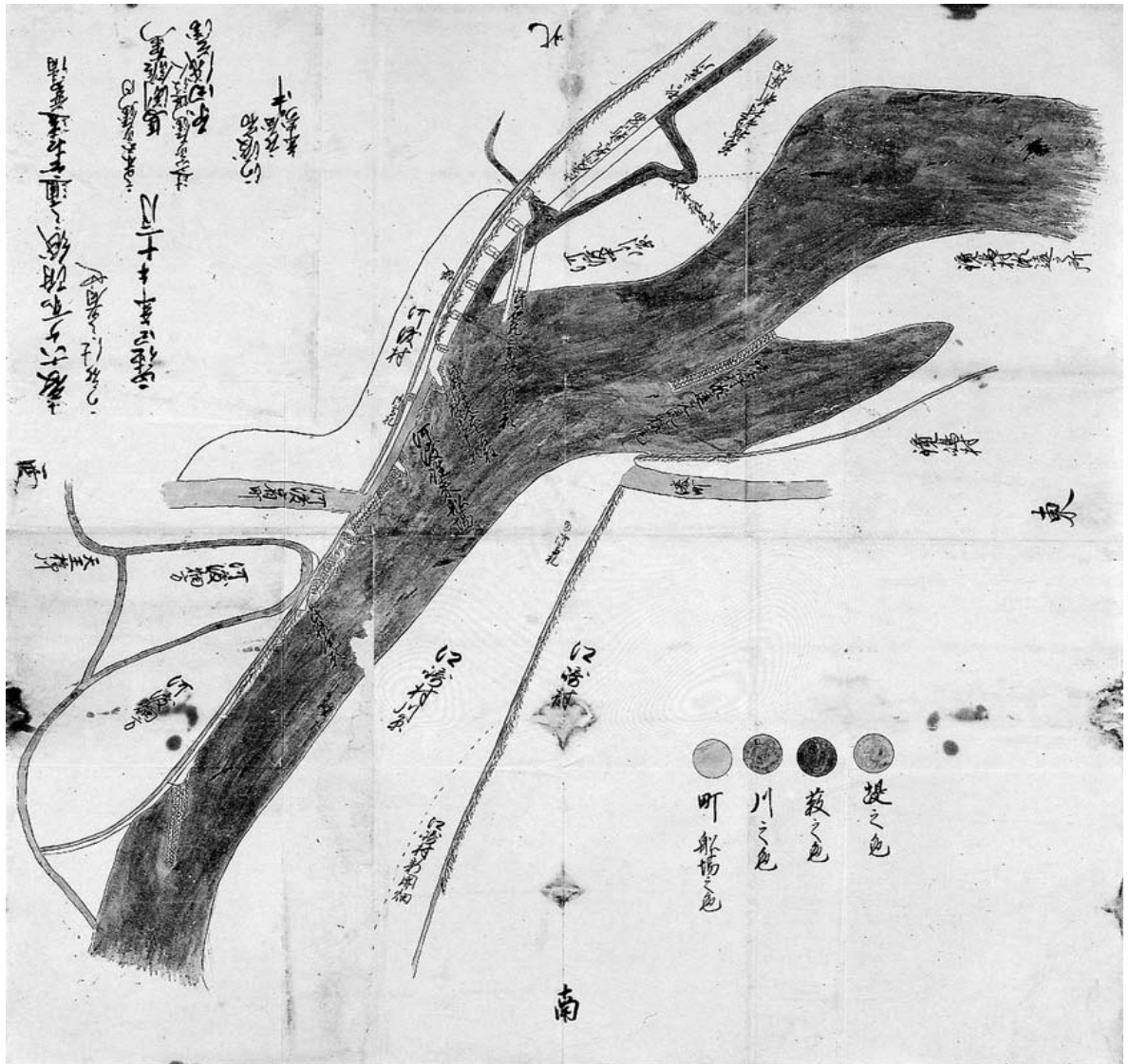
高柳新田庄屋

三十郎（印）

同古新田庄

又右衛門（印）

多良
御奉行所



15 〔河渡宿猿尾継等許可絵図写〕 正徳4年(1714)11月 86.8×90.9cm

16 乍恐奉願候（船場猿尾先繼願書）

享保十二年（一七二七）未三月

乍恐奉願候

一、当宿渡シ場川瀬悪敷罷成、船越難儀仕候ニ
付、船場猿尾先繼式拾間奉願候、右之内
拾間者前方御願申上被為、仰付候得共、
其節者水深ニ而先繼成兼相延申候処ニ、
此度式拾間奉願候間、被為、仰付被下候八、
難有可奉存候以上

河渡村庄屋
清兵衛（印）
同断
忠兵衛（印）
同問屋
久右衛門（印）
同断
八兵衛（印）
同与頭
佐七（印）
同断
儀右衛門（印）
同断
四郎右衛門（印）
同断
茂兵衛（印）

享保十二年
未三月

河渡村庄屋

清兵衛
忠兵衛
久右衛門
八兵衛
佐七
儀右衛門
四郎右衛門
茂兵衛

多良
御奉行様

乍恐奉願候
一、当宿渡シ場川瀬悪敷罷成、船越難儀仕候ニ
付、船場猿尾先繼式拾間奉願候、右之内
拾間者前方御願申上被為、仰付候得共、
其節者水深ニ而先繼成兼相延申候処ニ、
此度式拾間奉願候間、被為、仰付被下候八、
難有可奉存候以上

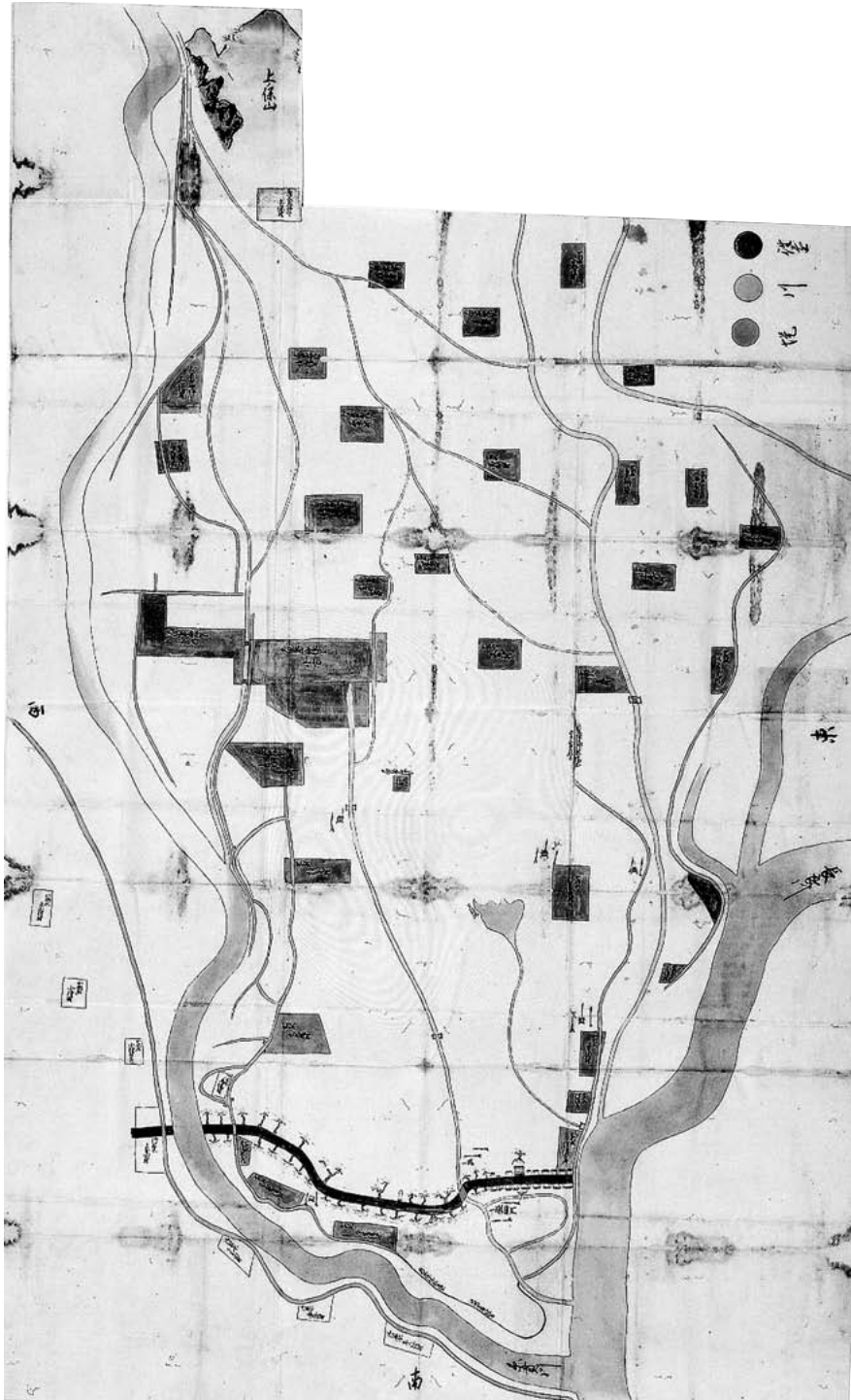
河渡村庄屋
清兵衛（印）
同断
忠兵衛（印）
同問屋
久右衛門（印）
同断
八兵衛（印）
同与頭
佐七（印）
同断
儀右衛門（印）
同断
四郎右衛門（印）
同断
茂兵衛（印）

17〔河渡宿新水除願い絵図〕

年未詳

概要でも触れた通り、北高木家関係文書の特徴の一つは、十八世紀初頭の流域治水史料を数多く含むことである。

絵図15もその一つで、長良川及び支流伊自良川の合流点に位置する中山道河渡宿（現岐阜市）が、加納宿方面への円滑な渡船のため、流れを制御す



215.0×131.8 cm

る猿尾などの普請を願い出た際のもの。16からは、土砂堆積の影響として、相当急速に河床が上昇していることが読みとれる。まもなく同宿は、17絵図のように、全長七八間の水除（堤）の新規普請を願い出ている。なお、15の絵図は役所側の写であるが、絵図の表には、こうした川湊整備を含む木曾三川流域治水を管掌した多良・笠松両役所役人の裏書（写）を確認することができる。

正徳五年(一七一五)四月二十四日

久瀨川通杉野村

美濃國大野郡杉野村 加藤平内知行所

後將村五町程川上乾ノ方當池田郡古井口ニ
申候而池田七ヶ村之井水口御座候、此所ニ堤
無御座候付、久瀨川通石砂流込川高龍成、剩
川瀨毛替、古井口之所江水せり掛、大水之
節著此所より水押抜可申と兼而前々方
多良御奉行高木五郎左衛門様・笠松御奉行
辻六郎左衛門様、右御両所様江此所ニ水除堤
被為 仰付被下候様ニと御願申上置候、去年
八月八日之洪水、右古井口之明所方大水
押抜、杉野村大破仕、田地大分砂土ニ而押
埋申候、其節村毛流人馬共ニ悉流死可仕
之処、村備之本堤こしらへ申候故、漸本堤江
逃上り候故助り申候御事
一 去年八月之洪水方川瀨弥惡敷龍成、古井
口之所江つき寄、水先一文字ニ如瀧せりかけ
申候間、重而之洪水ニ著久瀨川通此所方
築抜可申候、左候得者御田地中七六里程
下迄川並附替、久瀨川通ニ可龍成候、然時八
杉野村者水口ニ而御座候故一番ニ亡所七
龍成、水下數百ヶ村毛同前ニ而御座候御事
(中略)
右之通少毛偽不奉申上、委細多良
笠松御兩所様御吟味之上ニ而御座候得八、
乍恐被為 聞召分、以御慈悲右願
之通被為 仰付被下候者難有可奉存候、以上

御奉行様

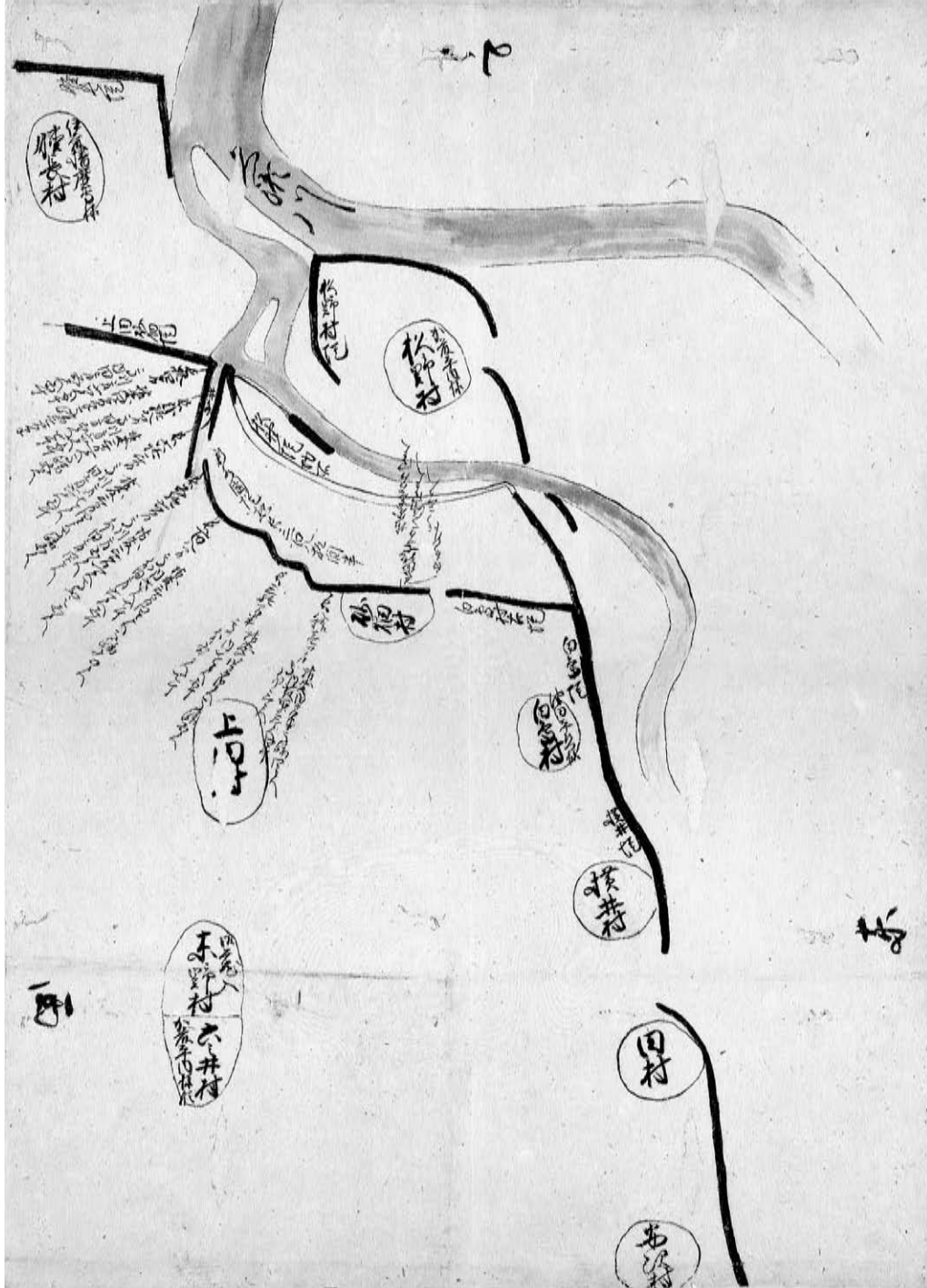
正徳五年乙未年四月廿四日 訴訟人 庄屋 伊左衛門(印)

組頭 藤右衛門(印)

組頭 藤八郎(印)

19 「杉野村新田堤願い絵図」

久瀬川（杭瀬、現揖斐川）沿いの杉野村（現揖斐郡池田町）が、土砂による河床上昇と大洪水被災を理由として新堤を願い出したもの。対岸八木村の



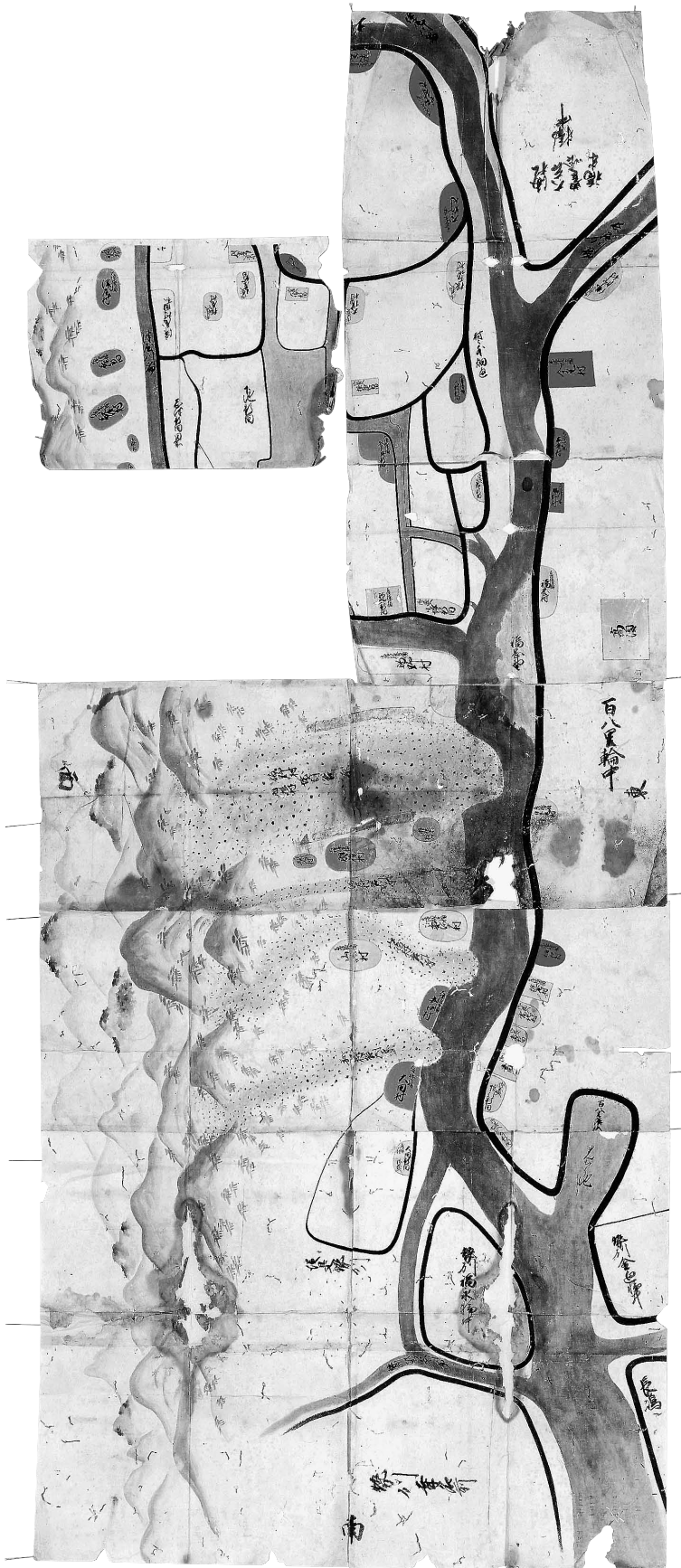
53.6 x 38.0 cm

反対に対しては、「当年之飢饉^三而村人も及餓死申躰」「身之置所も無御座仕合故、此度疲人同前^三罷下」との強い調子で反論している。絵図には、決壊した堤、新しい川が村内に流れ込む悲惨な様子が描かれている。

20 「揖斐川中流域絵図」

〔享保以前〕

絵図には欠落部分があるが、享保十七年（一七三二）に新田化された満中池が見えていることから、享保以前と推定される。村々は領主別に色分けされ、大小の輪中が発達している様子がうかがえる。また、羽根村・駒



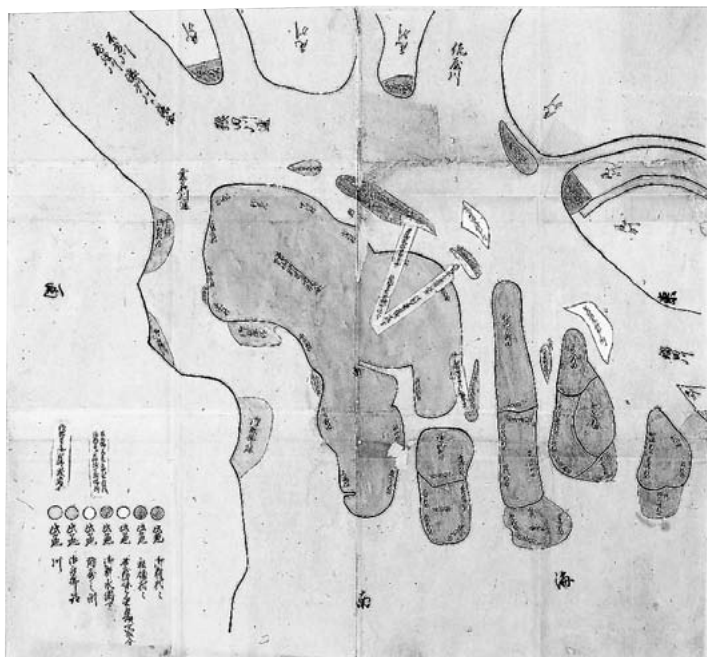
75.6 x 185.0 cm

野村（海津郡南濃町）境にある養老断層谷から大量の砂石が揖斐川へ押し出す様子が描かれている。これは対岸の高須輪中にも被害を及ぼすほどで、そのため、定期的に谷川を浚渫する定浚組合が組織され、維持管理にあたったのである。この土石流災害の防御には、ヨハネス・デーケの調査を行った国営砂防工の施工（一八七九年）を待たねばならなかった。

21 「長島領内普請土取場等吟味絵図」

〔享保十五年（一七三〇）〕

長島藩が行う普請土取が、どの様に川の流れに影響を及ぼすか吟味した
もの。流下した土砂による寄州の発達が見てとれる。

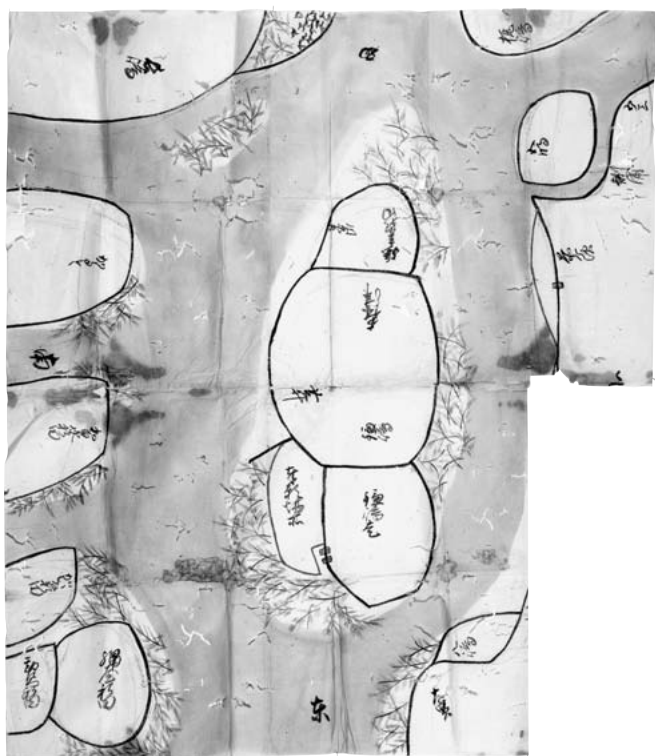


74.8 x 79.5 cm

22 「木曾川下流域絵図」

年未詳

関連史料を調査中であるが、木曾川沿いの川に囲まれた場所を新田として開発していった様子がうかがえる絵図である。朱引線からすると、前ヶ須・鏡島両新田（現弥富町）の開発願いに関するものと考えられる。



86.0 x 75.0 cm

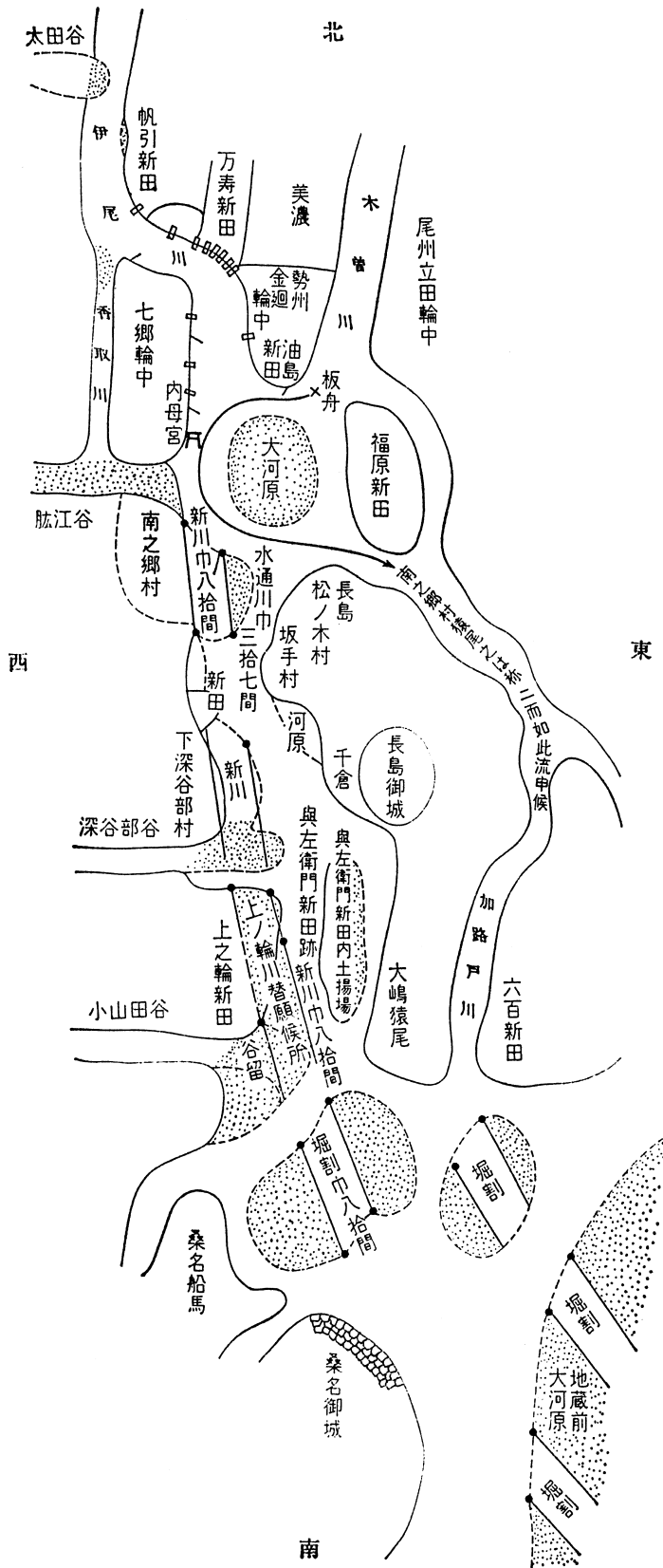
23 美濃国川々水落指支三付川浚願書 (西)

寛保元(一七四一) 辛酉年十二月

24 濃州川々水落見分之趣申上候書付

寛保二年(一七四二)

美濃郡代瀧川小右衛門康寧と高木求馬允貞(北高木家)が、流域七三か村の歎願をうけて実施した大がかりな川通見分をもとに、幕府勘定奉行所に提出した抜本的治水プランの控。宝暦治水に先行する明確な三川分流策



として、大変注目される史料である。この調査については、「佐野文書」中に関連図が存在することが指摘されていたが(松原義継『本阿弥輪中』二宮書店、一九七七年。左図参照)、本史料により、具体的な調査及び勘定奉行所への提案内容が明らかになった。

* 文中にある「い」以下の平仮名の朱書は、普請箇所付であり、一緒に提出された絵図にも、同記号が記入されていたと考えられる。

〔主な参考文献〕

- 岐阜県『岐阜県治水史』上・下巻 1953年
岐阜県『岐阜県史 史料編 近世五』1969年
松原義継『本阿弥輪中』二宮書店 1977年
名古屋大学附属図書館『高木家文書目録』巻三 1980年
安藤萬壽男『輪中 - その形成と推移』大明堂 1991年
伊藤安男『治水思想の風土 - 近世から近代へ』古今書院 1994年
大熊 孝『川がつくった川 人がつくった川』ポプラ社 1995年
伊藤忠士編『宝暦治水御用状留』宝暦治水史料研究会 1996年
中村太士『流域一貫 - 森と川と人のつながりを求めて』築地書館 1999年
西田真樹「川除と国役普請」『講座日本技術の社会史6 土木』日本評論社 1984年
笹本正治・桐原千文「高木家文書にみる水論と治水」『木曾三川 - その流域と河川技術』
建設省中部地方建設局 1991年
原 昭午「近世の治水」『木曾三川流域誌』建設省中部地方建設局 1992年
伊藤孝幸「近世における木曾三川での治水」『岐阜史学』88 1995年
秋山晶則「旗本交代寄合高木家の治水役儀をめぐって - 笠松役所との関係を中心に」
『名古屋大学博物館報告』16 2001年

実行委員

伊藤義人(委員長)	内藤英雄
逸村 裕	北村明久
秋山晶則	臼井克巳
杉山寛行	郡司 久
長尾伸一	伊藤哲谷
山内一信	高橋律子
溝口常俊	藪本大明
吉川正俊	大澤 剛
松原茂樹	岡本正貴
平野 靖	
津田知子	

調査協力者

石川寛・長屋隆幸・船戸公子・若松克尚

本文執筆 秋山晶則

25 濃州川々御普請所見分申上候書付

宝曆三年（一七五三）西八月

26 式之手尾州勢州川々水行御普請出来形帳

〔宝曆四年（一七五四）戌十二月〕

27 〔堤猿尾普請帳〕

〔宝曆四年（一七五四）二月～十一月〕

28 四ノ手水行并急場定式御普請御見分順書

〔宝曆五年（一七五五）亥四月〕

29 木曾川・佐屋川通拾町野村前猿尾破損繕仕様帳

〔宝曆五年（一七五五）亥年八月〕

30 大樽川洗堰年鑑・大樽川洗堰水盛帳

天明四年四月三日

25～30は、宝曆治水関係史料である。宝曆治水では北高木家は「四之手」の普請奉行を勤めた関係から、関連史料の存在が期待されたが、数としてはそれほど多くは残されていない。精査が必要であるが、宝曆治水の事前調査・構想案が練られる段階のものや、途中の一期・二期工事、そしてその後の復旧工事などの帳簿類などについては、新しい知見が得られるものと期待される。なお、30には、宝曆治水時に薩摩藩の手で構築され、直後に崩壊した大樽川洗堰（薩摩堰）のその後の様子なども記されており興味深い。

31 御送り状之事（建具類送状）

年未詳十月十三日

この檜塗障子などの建具類は、天保三年（一八三二）三月に焼失した北高木館（西家も類焼）の再建に用いられたものである。送り主は、名古屋の戸屋・茂吉で、宛先は北家・高木鱗寿丸（のちの監物貞栄）。

送状末尾には「船附安田七郎兵衛殿上り」とあるように、これらの荷物には揖斐川を遡上し、濃州三湊の一つ船附湊の間屋安田家を経由して運ばれ

た。文書中央には、運送業者である「尾州船問屋（納屋町）桑名屋伊右衛門」の印も見えている。

戦国期より、全国市場と結び東西間の物流拠点であった船附・栗笠・烏江の濃州三湊は、牧田川の土砂堆積にともなう航路障害等から衰退の一途をたどったが、幕末段階では商業中継地としてかろうじて機能を保っていたことを示している。



三 流域治水と身分制

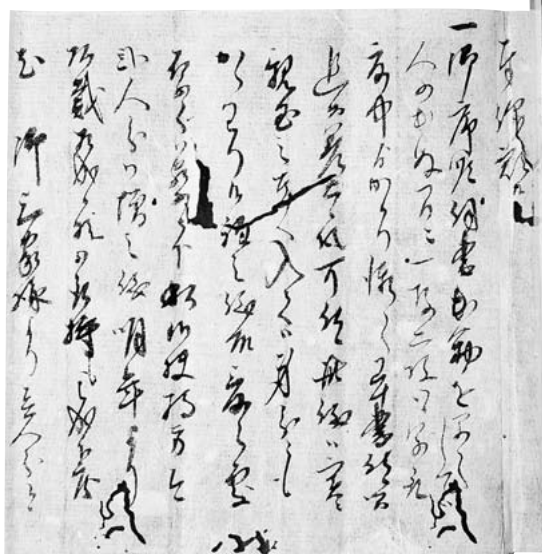
ここでは少し角度をかえて、木曾三川流域治水を担った多良・笠松役所について取り上げてみたい。当初、辻郡代の構想で設置された「川通掛」であったが、郡代を主軸とする河川管理体制の整備が進むなかで、多良と笠松の間には軋轢が生じることとなる。宝暦治水直後の明和三年（一七六六）には、郡代自らが動き、勘定奉行を通じて幕府に河川管轄範囲の変更を働きかけ、高木家の管理権を縮小することに成功している。高木家では、宝暦治水を契機に書札礼の変更があり、高木家側が郡代の上位となったことへの反感として、郡代が「意趣返し」をしたものと受け止め、必死に復活を図るが、決定が覆ることはなかった。

こうした中で、天保期には予想外の動きが出てくる。それは、笠松代官所の堤方役人が高木家と内通し、機密資料などを横流しにしたほか、高木家とともに郡代を挾撃する動きを見せ始めることである。この背景には、流域で「水防役」名目等による百姓苗字帯刀人の増殖という「身分の物件化」が急速に伸展したことがあげられる。こうした潮流を容認あるいは促進しようとする郡代に対し、身分的には武士の周縁部に位置する堤方役人が反発し、高木家と同一歩調をとった可能性が大きい。身分制社会が崩壊する前夜の、流域の民衆世界と連結した、身分をめぐる大変興味深い動きといえよう。

32 極密（足し扶持願う等につき堤方役人書状）（西）

年未詳十二月九日

堤方役人が、笠松代官所内部の情報を漏洩する見返りに、米金供与を求めた書状。機密書類を密かに筆写する生々しい描写に驚かされる。いずれこの「御席順伺書」とあわせ、高木家川通役人と笠松堤方の序列問題に関する先例書を送るとの約束にも注意したい。



一、御席順伺書、出勤を早くして八人の出ぬ間三一枚二枚ツ、写取、夏中より漸く畢書仕候間、追而差上候様可仕候、此儀八実三親玉之耳へ入候へ八身分三モかゝり候程之儀故、爰之処厚く御察被下、私御扶持方今式人分御増之儀、明年より頂戴相成候様御取持も被成下度・・何分津屋川口一件等之儀、且又御席順書物骨折候一条御申立も被成下、早行相済候様奉養上候・・將又右之外三モ各様方堤方上席之書類、宝永年中御用留不残写置候之間、是又差上候様奉存候間、御買易と思召覚敷、御含御取斗奉内願上候、已上

十二月十九日 十三八
御三人様

33 「堤方戸沢への扶持米高相談につき書状」

年未詳十二月二十五日

前掲書状をうけてのものであるう、西家とのバランスを考慮しながら、堤方役人への扶持高を検討している様子が見えがえる。



拜啓弥御壯奉安寿候、
 然者堤方戸沢江被下候
 御扶持米代之儀、如何取計候
 哉、御同様之御直段ニ被成度
 被仰下致承知候、右者
 いまた決心も無之候得共、
 西様御直五斗八升
 とやら三候間、右之方
 宜候哉とも奉存候、猶又
 御賢考之上可被仰下候、
 右御報御問合旁如此
 御座候、以上
 十二月廿五日

- 34 享保・元文中 多良笠松堤方役之上席有之候請向掛合文通并小畑川通取替証文奥書 天保十年(一八三九)四月
- 35 文政年中 笠松御代官野田斧吉様と川通之儀ニ付此方様方を先例も有之ニ付次席ニ被仰付度旨伺書之写

この二冊の書類は、高木家と美濃郡代の身分問題に関わる重要史料。笠松陣屋(堤方)の戸沢助大夫から極密に借用して筆写したという朱書き部分からもわかるように、これは、前掲の32「極密」書状で堤方役人が密送を約束していた笠松代官所内部資料である。

実は、両者は宝暦治水直後から、書札礼に表れる身分格式問題で対立してきた。それが、笠松陣屋で内紛(身分問題で郡代と堤方が抗争)が起きたため、高木三家は堤方役人を味方に引き入れ、笠松陣屋内部の機密書類を次々と入手したのである。なお、西高木家文書中にも、この動きのなかで筆写された笠松代官所内部資料が存在する。



年未詳十二月六日

高木三家が、勘定吟味役や御目付といった幕府要職者にいかなる儀礼を

とれば良いのか、江戸留守居に調査させたもの。この書状は十八世紀初頭のものであるが、江戸後期ともなると、規定が規定を呼ぶ形で、非常に煩瑣な儀礼のしくみが張り巡らされるようになる。

先月廿六日出書 礼去朔日
 相違致拜良候、如仰甚躰
 御座候得共
 御三殿様益御機嫌能
 被遊御座恐悦至極奉存候、
 次各様弥御堅固可被成
 御勤仕奉瑣愛候
 一 川通御用二付御目付様方
 御出被成候得共
 御三所様御出張被成御機嫌伺
 被仰上候、御組頭様方御出之
 節御自分御書計三御伺
 不被仰上候、此度倉橋与四郎様
 御出被成候、是迄御吟味役
 御出之節御例無御座候、尤
 御組頭様是迄御出被成候而も
 御組頭様方御上之御方江御伺
 被仰上候故、御吟味役様計
 御出之御例難相知、依之
 与四郎様江御機嫌御伺被仰上
 宜有御座哉、此段北村文左衛門江
 内々聞合可申上旨被仰下、
 則儀罷越、北村文左衛門江
 内々聞合候処、文左衛門申候共
 御吟味役八布衣御上之
 御役人様故、御目付様三も准
 可申、依之御機嫌御伺被成候而も
 悉敷御筋合三御座有間敷
 旨申候、尤御目付様八勿論
 御覽被成可然奉存候由是又
 申候、右之通申聞候間、此段
 早々申上候、且御吟味役御組頭
 道中最中二御座候間、此段
 仕立飛脚を以申上候、左様
 御承知可被成候、恐惶謹言

佐野族

十二月六日

長宗（花押）

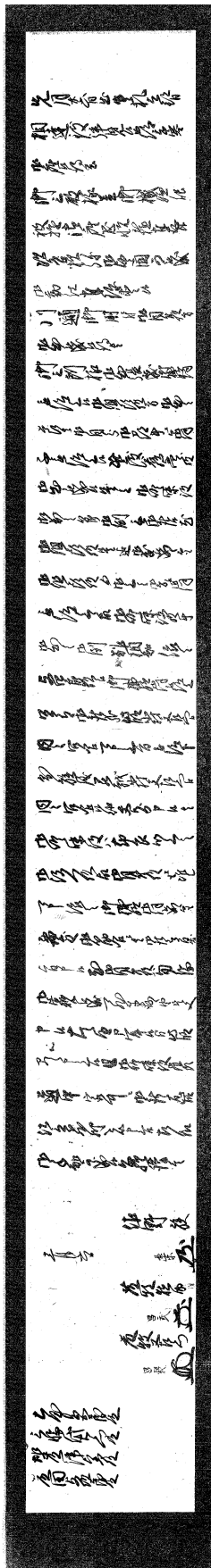
藤牧猪助

昌武（花押）

藤牧又左衛門

昌毅（花押）

土屋甚五兵衛殿
 三輪代右衛門殿
 加藤津大夫殿
 藤田与次兵衛殿



37 乍恐奉歎願候事（席順訂正願うにつき書付控）

〔慶応四年（一八六七）〕

こつした儀礼的身分秩序の問題は、同族といえどもそれぞれが個別領主である高木三家内部でも深刻な問題たりえた。

乍恐奉歎願候事

一御一新二付、席順之儀者知行高之
上下三依テ次席御定之御布告兼而
奉承知候、同姓三家本領知行
高之儀者

本領知行高

式千三百四石式斗余 高木弾正

千壹石五斗余 高木監物

千壹石四斗余 高木達三郎

但シ外三改出高もハ込ニテ

右之通りニ御座候、然ル処十一月四日依

御用召參

朝仕候処、本領安堵御朱印頂戴被

仰付、冥加至極難有仕合奉存候、其砌達三郎

次席ニ御呼出シニ付、同姓弾正乃是迄監物儀

上席ニ御座候旨奉申上候処、橘宮内殿高之

上下ニテ席順御定相成候段御沙汰ニ付、不審ニ

奉存候得共、御席柄ニ付猶不奉窺、其俣恐慎

罷在候仕合御座候、私同姓三家知行所ハ

相給之郷村ニ付、聊ニモ齟齬仕候而異論相生シ

奉恐入候間、旧幕府祖先より賜り候本領高

相合せ篤と取調書上ケ候筈ニ而、引合せ之上、則八月五日

弁事御役所江銘々書上候儀ニ御座候、然ル処

達三郎儀、引合せ之節八明実ニ本領高書記致置、

恐多也

弁事御役所江指上候本紙江八本領高千壹石

六斗余ト偽書仕、其上外ニ壹石四斗所々改書高

有之様ニ紛敷書記仕候得共、右所々改書高也

差加ハ漸本領高千壹石四斗余ニ御座候、本領高

千壹石六斗余ト齟齬之儀、剩外高也有之候様

紛敷書上、

弁事御役所ヲ輕蔑致シ邪曲之心底言語

同断、実ニ恐入歎敷心外之至奉存候、右様

之違論為無之、同姓三家祖先共為取替

置候連印証書銘々所持仕居候、乍恐右之

諸柄ニ御座候同姓相給之儀ニ付、家来領民之

座順ニモ相懸り候間、一同心外奉存候、私義

祖先并家来領民へ対シ何とも面皮無御座候間、

格別之御憐愍ヲ以テ御規則御布告之通り私

上高ニ御座候ニ付、上席被

仰付被下置候ハ、難有仕合、家来領民ニ至迄

安堵仕、聖明御至仁之御政体奉感戴、後々

年ニ至迄公明之御仁徳冥加至極難有

仕合奉存候、御一新御多端之折柄、右様之儀

奉願上候も実以奉恐入候間、達三郎方へ

追々懇話ニ及候得共、何分剛情申尊居、不得

止次第ニ付奉歎願候、不忍之下情

御察上被成下置、歎願之通被

仰付被下置候様只管奉懇願候、謹言

中大夫

高木監物

弁事

御役所

38 「笠松郡代屋敷図」(西)

〔寛政十一〜文化二年(一七九九〜一八一五)〕

一七・×一四一・cm

辻六郎左衛門が郡代であった頃の笠松陣屋の配置図を参考に掲げた。絵図に見える役宅の広さは約二四〇畳で、郡代のもとには、幕領を支配する地方役所と治水担当の堤方役所が置かれていた。そのうちの堤方役人は、江戸初期、美濃国奉行であった岡田将監の登用に始まるとされる世襲の地役人で、宝永大取払いを契機に笠松へ集住するようになり、高木家の川通役人とも連携して治水行政を支えた。明和四年(一七六七)当時の定員は十二名。絵図中で薄茶の部分が、堤方役人の居住空間である。

39 「万寿騒動一件につき返札」(西)

〔天保六年(一八三五)〕 四月廿五日

これも参考までに掲げたが、多良高木家と儀礼をめぐって対立のあった美濃郡代野田斧吉の書状。文中の「百姓騒動」は、天保六年四月の万寿騒動をさしている。これは、同年四月三日、揖斐川の洪水で万寿新田の杵樋が壊れ、高須輪中百か村以上が浸水する被害が出たことによるもので、輪中村々が負担した工事費を郡代らが着服し、手抜き工事を行ったからであるとして、数千人の農民が万寿新田に蜂起した騒動。

郡代自ら見分に赴いたが制止できず、尾張・大垣・桑名藩が鎮圧に動き、七五四名が取り調べられ、獄門三名ほか多数の処罰者を出した。野田自身も、この書状では「滞りなく帰陣」したと述べているが、直後に更迭され、江戸へ召還途中で切腹あるいは病死したとされる。



貴札致拜見候、然者此間於
廻村先三百姓共騒動之趣御承知
為御見舞被人御念候御紙面之趣
忝奉存候、去十七日場所引私
無滞致帰陣候間、左様御承知
可被下候、右御報旁可得御意
如此御座候、恐惶謹言

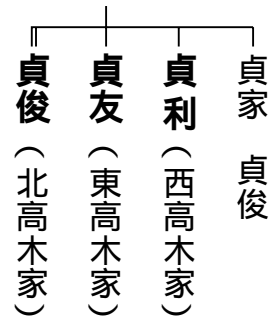
野田斧吉

四月廿五日 峯宗(花押)

高木修理様

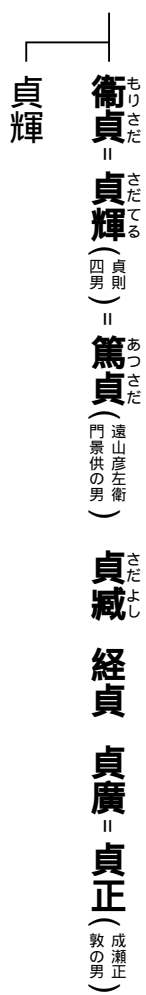
高木家略系図（近世）

貞政 さだまさ 貞次 さだつぐ （多病につき嗣たらず） 貞久 さだひさ （江州樋口三郎兵衛の男）



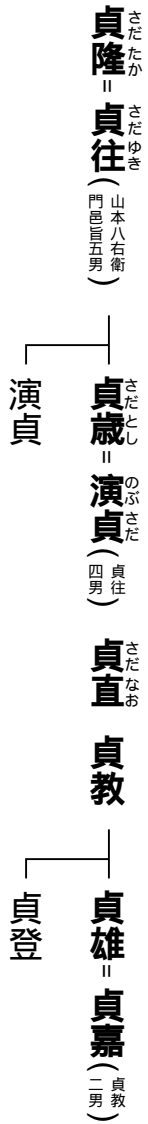
西高木家

貞利 さだとし 貞盛 さだもり 貞勝 さだかつ 貞則 さだのり （酒井因幡守 忠知六男）



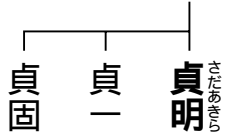
東高木家

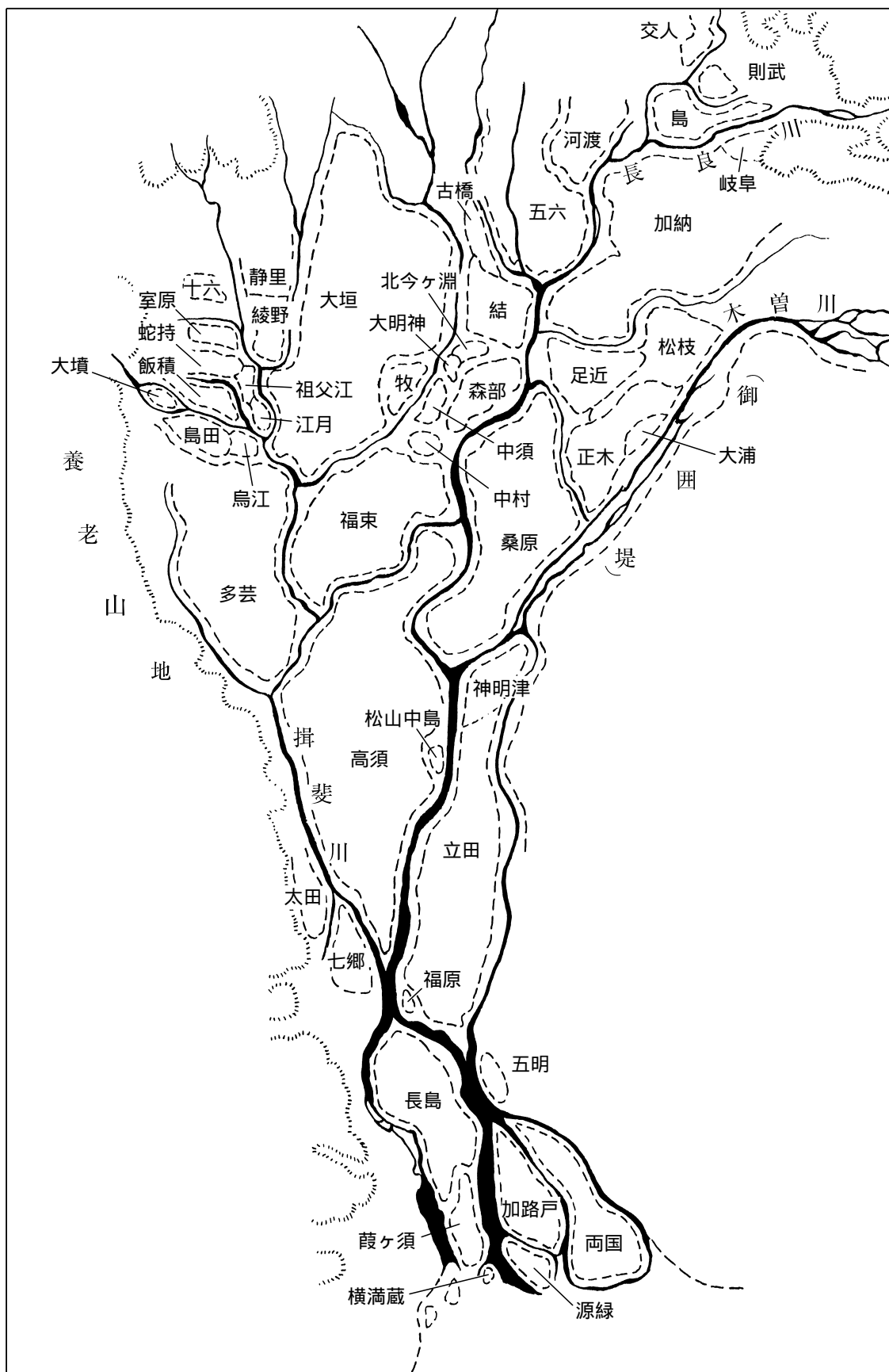
貞友 さだとも 貞次 さだつぐ （安田宝泉寺 流清二男） 貞勝 さだかつ （桜井庄之助 正勝二男）



北高木家

貞俊 さだとし 貞元 さだもと 貞重 さだしげ 易貞 やすさだ 貞庸 さだつね 允貞 ちかさだ 貞明 さだあきら 貞一 さだかず （允貞 二男） 貞固 さだかた （允貞 三男） 貞雄 さだかつ （大久保大和 守忠元二男） 貞興 さだかつ （本多兵庫 成孝二男） 貞金 さだかね 貞有 さだもち





原図：安藤萬壽男『輪中』大明堂1988年

〔主な参考文献〕

- 岐阜県『岐阜県治水史』上・下巻 1953年
岐阜県『岐阜県史 史料編 近世五』1969年
松原義継『本阿弥輪中』二宮書店 1977年
名古屋大学附属図書館『高木家文書目録』巻三 1980年
安藤萬壽男『輪中 - その形成と推移』大明堂 1991年
伊藤安男『治水思想の風土 - 近世から近代へ』古今書院 1994年
大熊 孝『川がつくった川 人がつくった川』ポプラ社 1995年
伊藤忠士編『宝暦治水御用状留』宝暦治水史料研究会 1996年
中村太士『流域一貫 - 森と川と人のつながりを求めて』築地書館 1999年
西田真樹「川除と国役普請」『講座日本技術の社会史 6 土木』日本評論社 1984年
笹本正治・桐原千文「高木家文書にみる水論と治水」『木曾三川 - その流域と河川技術』
建設省中部地方建設局 1991年
原 昭午「近世の治水」『木曾三川流域誌』建設省中部地方建設局 1992年
伊藤孝幸「近世における木曾三川での治水」『岐阜史学』88 1995年
秋山晶則「旗本交代寄合高木家の治水役儀をめぐって - 笠松役所との関係を中心に」
『名古屋大学博物館報告』16 2001年

実行委員

伊藤義人（委員長）	内藤英雄
逸村 裕	北村明久
秋山晶則	臼井克巳
杉山寛行	郡司 久
長尾伸一	伊藤哲谷
山内一信	高橋律子
溝口常俊	藪本大明
吉川正俊	大澤 剛
松原茂樹	岡本正貴
平野 靖	
津田知子	

調査協力者

石川寛・長屋隆幸・船戸公子・若松克尚

本文執筆 秋山晶則

2003年春季名古屋大学附属図書館特別展

川とともに生きてきた

新発見史料・北高木家文書にみる木曾三川流域の歴史・環境・技術

会 期 2003年3月7日(金)～16日(日)

会 場 名古屋大学中央図書館4階 展示室

主 催 名古屋大学附属図書館

後 援 岐阜県上石津町教育委員会、愛知県教育委員会、
岐阜県教育委員会、三重県教育委員会、名古屋市教育委員会

2003年春季名古屋大学附属図書館特別展

川とともに生きてきた

新発見史料・北高木家文書にみる木曾三川流域の歴史・環境・技術

発行日 2003年3月6日

編集・発行 名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

〒464-8601名古屋市千種区不老町

TEL 052-789-3667 FAX 052-789-3693

<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp>

©名古屋大学附属図書館